

小諸市観光施設事業経営戦略

(令和5年度～令和14年度)

小諸公園事業

令和5年12月

小諸市

目 次

1、小諸市観光施設事業経営戦略の趣旨	1
2、小諸市観光施設事業経営戦略	2
1. 事業概要	2
2. 将来の事業環境	3
3. 経営の基本方針	4
4. 投資・財政計画（収支計画）	5
5. 公営企業として実施する必要性	7
6. 投資・財政計画（収支計画）（表）	8

小諸市観光施設事業経営戦略の趣旨

国は、平成 26 年 8 月 29 日付で発出した総務省自治財政局公営企業三課室長通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」において、各公営企業に将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である経営戦略の策定を求めており、今般、当市が観光施設事業として運営している「小諸公園事業」について、国の通知及びガイドラインに基づき、添付のとおり経営戦略を策定しました。

小諸公園は、旧小諸城跡に動物園、児童遊園地を併設した小諸城址懷古園として、毎年多くの観光客が訪れる市の主要な観光施設で、特別会計により運営されており、その事業は、提供する財貨又はサービスの対価である料金収入によって維持・管理され、独立採算制を原則とした「地方公営企業」に準ずるものです。

本経営戦略は、令和 5 年度から令和 14 年度までの 10 年間を対象期間とし、「投資・財政計画」は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した「投資試算」と、料金収入などの財源の見通しを試算した「財源試算」を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出がほぼ均衡する内容としました。

小諸市観光施設事業経営戦略

団 体 名 : 小諸市

事 業 名 : 観光施設事業

策 定 日 : 令和 5 年 12 月

計 画 期 間 : 令和 5 年度 ~ 令和 14 年度

※複数の施設を有する事業にあつては、施設ごとの状況が分かるよう記載すること。

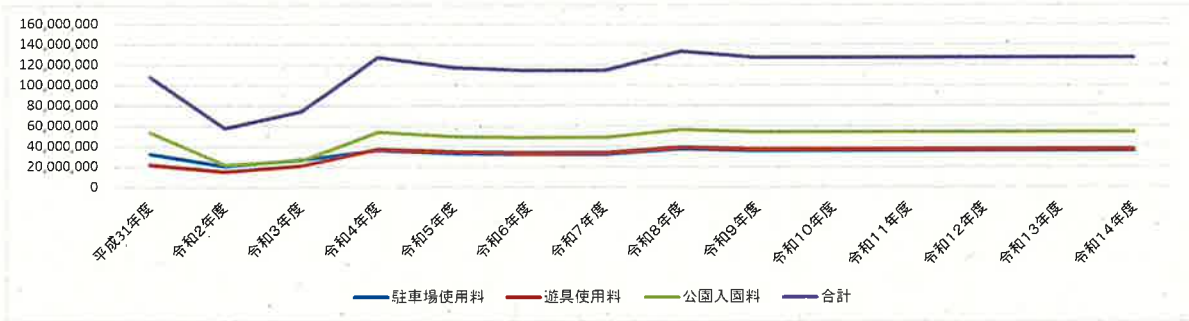
1. 事業概要

(1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適	事 業 開 始 年 度	昭和57年4月1日
事 業 の 種 類	観光施設事業 (その他観光施設)	施 設 名	小諸公園
職 員 数	15 人		
事 業 の 内 容	小諸城址懐古園(動物園、遊園地、駐車場を含む)の維持管理及び運営。		
民間活用の状況	ア 民間委託	なし	
	イ 指定管理者制度	なし	
	ウ PPP・PFI	なし	

(2) 料金収入の見通し

災害等の不測の事態や、感染症の蔓延などによって一時的に入園者数が減少する場合はあると考えられるが、安定的な入園者数が見込めるため、一定の料金収入があると推計するが、令和5年度から7年度は、動物園第二期整備工事による部分休園等により、料金収入の減少を想定した。料金収入には入園料のほか、駐車場使用料や遊具使用料などがあり、小諸市総合計画第5次基本構想での目標値を参考とした入園者数の推計に、過去の単価の平均等を乗じて算定した。



(3) 施設の見通し

城址公園内は、過去に改修を行ってきたため、歴史的建造物の維持や、田切地形の保全が行われている。必要に応じて今後も維持補修を行っていく。

動物園は、長年計画的な改修は行って来なかったことから施設の老朽化が著しいため、令和2年に動物園再整備基本計画を策定し、大規模改修を行っていく。

遊園地は、定期的な点検を行い必要な修繕を行うことで維持しているが、全体として老朽化が進んでいる状況であるため、順次設備の更新を行う必要がある。

(4) 組織の見通し

現行の職員構成は以下のとおりです。

所長: 1名(正規職員) 事務所職員: 正規職員2名、会計年度任用職員2名

出札職員: 会計年度任用職員1名 動物園職員: 会計年度任用職員7名 遊園地職員: 会計年度任用職員2名

※上記の市職員に加えて、シルバー人材センターからの派遣職員(35名)

動物園は、動物飼育員はすべて会計年度任用職員で業務を行っているが、正規職員の飼育員を増員し運営管理体制の強化を図る。

遊園地は、会計年度任用職員2名とシルバー人材センター派遣職員のみで運営しているが、管理運営体制の強化のため人員体制の見直しを検討する。

3. 経営の基本方針

小諸市総合計画【基本目標「地域の宝、地域の資源を有効活用し、活気ある豊かなまち」】の中で観光による地域づくりを掲げている。

経営理念

○市民の幅広い年齢層の心身の健全育成及びレクリエーションの提供を行うとともに、歴史観光施設としての魅力向上に務め、地域の振興に寄与する。

基本方針

○財源の確保と運営体制の整備を図りながら、健全な経営に務める。

○小諸城址懐古園の歴史的遺産の保存と樹木の樹勢回復を行うとともに、適切な維持管理を行う。

○大正15年から続く、歴史ある小諸市動物園を存続していくため、動物園再整備計画に沿った整備を行う。

○児童遊園地の遊具の安全な運行のため、日常的な維持管理及び点検・修繕を行う。

○観光関係者、関係団体と連携しイベントを開催し、来園者の増加を目指す。

○懐古園の魅力伝えるため、あらゆる媒体を使い積極的に情報発信を行う。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	動物園の再整備は、令和5年度に既存獣舎の解体及び実施設計を行い、令和6年、7年度に施工し、開園100周年を迎える令和8年度にリニューアルオープンを目指す。 遊園地については、遊具の維持・管理に務め、安全な運行を行う。また、今後の遊園地のあり方や遊具の更新を含めた、長期的なビジョンを模索する。
-----	---

○動物園は、令和2年に策定した動物園再整備計画により、第1期の工事は、ペンギン舎及びふれあい休憩所を施行し、令和4年度にリニューアルオープンしている。令和8年度の開園100周年に向け再整備第2期工事を行い、草食系動物、ミニブタ、ムササビの獣舎の整備、インフォメーションコーナーの新設と新たにプレーリードッグ、アルパカ、チンチラの獣舎の新設を行う。整備費用は全額一般会計(国の補助金あり)で賄う。
○遊園地は、平成7年に駐車場整備のため、現在の位置に移設された。移設以来、遊具の更新、大規模な修繕などは行われておらず、施設の老朽化が著しい。年1回の遊具の法定点検を行っており、指摘のあった箇所の修繕や部品交換を行い運行しているが、今後の施設や遊具の更新など長期的なビジョンがなく、計画期間中に、財源を含めて更新や再整備の方向性を模索していく。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	観光関係者、関係団体と連携し、来園者の増加を図り、一般会計からの繰入金に頼らない健全な経営を目指す。
-----	--

【使用料金】

管理運営費用は、公園使用料、駐車場使用料、遊具使用料で賄われているが、感染症の蔓延や近年の異常気象による自然災害など不測の事態の影響で収入が減少した場合は、一般会計からの繰入金に頼っている。安定した収入を確保するため、今後の経営状況等を踏まえ必要に応じ使用料単価の改定を検討する。

【繰入金】

感染症の蔓延や近年の異常気象による自然災害など不測の事態の影響で収入が減少した場合、また、人事異動による大幅な人件費の増加については、一般会計からの繰入金を充てる。また、施設の大規模な修繕や修復が必要な場合は、都市公園を管理する都市計画課と文化財の維持保全を管轄する教育委員会と協議し一般会計で対応する。

【企業債】

遊園地の大型遊具の大規模な修繕や更新を行う場合は、必要に応じ起債の借入を検討する。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

【人員体制】

令和4年度時点では、正職員3名(課長1名、係長1名、主査1名)、会計年度任用職員12名(飼育員7名、事務2名、遊園地管理2名、出札1名)、シルバー人材センターからの派遣職員35名(施設清掃7名、動物園6名、出札5名、遊園地17名)で、9割以上が非正規、派遣で占められており、管理運営体制は脆弱である。動物飼育員に関しては、会計年度任用職員が業務にあたり、動物の繁殖、健康管理、衛生管理などの高い専門性が求められる運営において、管理責任者がいない状況であることから、正規の動物飼育員を採用し、管理体制の強化を行う。また、遊園地は、管理責任者として会計年度任用職員2名とシルバー人材センターからの派遣17名で、すべて非正規職員と派遣職員で運営されており、今後の安全な運行のため管理運営体制の強化を図る。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
 また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民間活用	効率的な運営のため、民間委託や指定管理者制度への移行が有利か研究を行う。
投資の適正化	動物園第2期再整備工事は、開園100周年を迎える令和8年度までに、国庫補助金等を充当し一般会計予算で行う。また、獣舎の新築に際しては、クラウドファンディングの実施や寄付金を募り建設費に充てる。遊園地の遊具は老朽化が進んでいるため、長期的な整備更新計画が必要であり、また、財源確保のために基金の創設や地方債の活用などを検討する。
その他の取組	各施設の維持のため点検を行い、必要な場合は速やかに補修、改修を行う。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

料 金	安定した収入を確保するため、今後の経営状況等を踏まえ必要に応じ使用料(公園、駐車場、遊具)単価の改定を検討する。
稼働率・利用者数	こもろ観光局などと連携し、四季を通じて楽しんでいただける行事や動物園、遊園地でのイベントを開催し、各メディア、SNS等で情報発信を行い入園者の増を図る。
企業債	遊園地の大型遊具の大規模な修繕や更新を行う場合は、必要に応じ起債の借入を検討する。
繰入金	管理運営費については、独立採算制を堅持すべく一般会計からの繰入に頼らない経営を行う方針であるが、感染症の蔓延や異常気象など不測の事態の場合、また、人事異動による大幅な人件費の増加については、最小限の繰入れを行う。また、投資的経費(動物園再整備、児童遊園地の遊具の更新、改修など)と災害などによる大規模な修繕は一般会計にて行う。
資産の有効活用等による収入増加の取組	懐古園は動物園、遊園地が併設されており、幅広い年齢層の方が楽しめる施設となっているため、各メディア、SNSなど様々な媒体により魅力を発信し、入園者の増を図る。
その他の取組	施設更新費の捻出のため、クラウドファンディングの実施や寄付金を募る。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委 託 料	シルバー人材センターからの派遣(委託料)は、令和4年度において35名となっており、職員全体の7割を占めているが、経営の健全化と職員確保の観点から、派遣を維持しつつも、会計年度任用職員との職務分担を明確にし、管理運営体制の強化を図る。
管理運営費	施設の管理運営は、シルバー人材センターからの派遣職員(委託費)が職員数の7割を占めており、必要最低限の人員で行われている。今後も管理運営に係る費用は令和4年度の水準を維持する。
職員給与費	正規職員は所長(課長級)、係長、係員、飼育員の各1名の4人体制とする。 会計年度任用職員は、令和4年度の時点では、事務所2名、飼育員7名、出札1名、遊園地管理者2名であるが、動物園、遊園地は、安全管理体制強化のため、人員の見直しを行う。
その他の取組	

5. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	懐古園は、小諸市にとって重要な観光資源であり、地域経済の発展に大きな役割を担っている。城下町の歴史や魅力を生かしたまちづくりの中心施設として、歴史的建造物の保存や樹木の維持管理など安定的な運営が必要である。
公営企業として実施する必要性	懐古園は、小諸市のシンボルであり、大切に守られてきた文化遺産であると同時に、小諸市にとって重要な観光資源となっている。市民の心のよりどころとして、また、レクリエーションの提供、文化・教育の発信地として、史跡保存も含め後世に守り伝えるため、今後の運営も小諸市による現行の運営体制を維持する。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	PDCAサイクルによる進捗状況の評価・検証を行い、社会情勢の変化等を踏まえ適宜修正を行う。
---------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

区分	年度	年											
		前々年度 (決算)	前年度 〔決算〕	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
収益的収入	1 総収入	115,926	140,278	139,000	126,270	126,270	141,500	134,080	134,080	134,080	134,080	134,080	134,080
	(1) 営業収入	69,890	128,088	108,020	121,270	121,270	134,500	129,080	129,080	129,080	129,080	129,080	129,080
	ア 料受託工事収入	43,225	91,431	77,700	88,290	88,290	96,000	92,430	92,430	92,430	92,430	92,430	92,430
	イ その他	26,665	36,657	30,320	32,980	32,980	38,500	36,650	36,650	36,650	36,650	36,650	36,650
	(2) 営業外収入	46,036	12,190	30,980	5,000	5,000	7,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	ア 他会計繰入	5,000		28,000									
	イ その他	41,036	12,190	2,980	5,000	5,000	7,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	2 総費用	107,949	134,516	139,000	121,808	121,808	131,808	131,808	131,808	131,808	131,808	131,808	131,808
	(1) 営業費用	104,887	133,545	135,959	118,308	118,308	128,308	128,308	128,308	128,308	128,308	128,308	128,308
	ア 職員給与	37,785	53,308	56,165	53,308	53,308	53,308	53,308	53,308	53,308	53,308	53,308	53,308
イ その他	67,102	80,237	79,794	65,000	65,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	
(2) 営業外費用	3,062	971	3,041	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	
ア 支払利息													
イ その他	3,062	971	3,041	3,630	3,630	3,630	3,630	3,630	3,630	3,630	3,630	3,630	
3 収支差引	(A)-(D)	7,977	5,762	0	4,462	4,462	9,692	2,272	2,272	2,272	2,272	2,272	
1 資本的収入	(E)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(1) 地方債	(F)												
(2) うち資本費平準化債													
(3) 他会計補助金													
(4) 固定資産売却代金													
(5) 国(都道府県)補助金													
(6) 工事負担金													
(7) その他													
2 資本的支出	(G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(1) 建設改良費													
(2) 地方債償還金	(H)												
(3) 他会計長期借入金返還金													
(4) 他会計への繰入金													
(5) その他													
3 収支差引	(F)-(G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
収支再差引	(E)+(I)	7,977	5,762	0	4,462	4,462	9,692	2,272	2,272	2,272	2,272	2,272	2,272
積立金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	38,122	7,977	5,762	4,962	4,462	4,462	9,692	2,272	2,272	2,272	2,272	2,272
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	46,099	13,739	5,762	9,424	8,924	14,154	11,964	4,544	4,544	4,544	4,544	4,544
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実質収支	(N)-(O)	7,977	5,762	5,762	4,462	4,462	9,692	2,272	2,272	2,272	2,272	2,272	2,272
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$												
収支的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$												
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額	(R)												
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	69,890	128,088	108,020	121,270	121,270	134,500	129,080	129,080	129,080	129,080	129,080	129,080
地方財政法による資金不足額の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$												
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	(T)												
健全化法施行令第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した規模	(V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$												
他会計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)												

○他会計繰入金

(単位:千円)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
収益的収支分		5,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金		5,000											
資本的収支分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金													
合計		5,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0